

幼児教育・保育の無償化に伴う 託児所（すぎのこ園）利用料の取扱いについて

消費増税に伴う増収分の一部を活用して、本年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

すぎのこ園についても、認可外保育施設として利用料が無償化の対象となっています。

なお、子どもが無償化の対象となるためには、お住いの市町村へ申請し「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。その際、就労等の要件を満たす必要があります。

また、認可外保育施設の無償化には上限額が設定されており、年度初日現在で3歳以上の子ども（令和元年度は平成28年4月1日以前生まれ）については37,000円、0～2歳の子どもについては、住民税非課税世帯に限り42,000円まで無償となります。

【月額利用料】

年 齢	3歳未満	3歳	4歳以上
利用料（円）	57,000	35,600	29,500

※ 利用料は、誕生日が属する月の翌月分の利用料から変更となります。

（誕生日が1日の場合は当月分の利用料から変更）

※ 有料延長保育や夜間保育を利用して上限額を上回った場合は、超過分を給与控除（又は口座振込）により徴収します。